

パブリック・コメント制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間 令和6年
1月9日(火)から
2月9日(金)まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。(宝塚市市民パブリック・コメント条例)

健康診査と医療費データに 基づいて、 健康づくりを推進します

宝塚市では、

宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画
・第4期特定健康診査等実施計画(案)

について、市民のみなさんからのご意見を
募集しています。



【お問合せ先】

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 市民交流部 市民生活室 国民健康保険課
Tel 0797-77-2063 Fax 0797-77-2085

宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・
第4期特定健康診査等実施計画(案)への意見募集について

1 宝塚市国民健康保険データヘルス計画とは

国民健康保険法第82条第11項の規定による「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、策定することとされています。国民健康保険被保険者のレセプト(診療報酬明細書)※や特定健康診査結果などから得られるデータ分析に基づき、被保険者の健康状態に即したより効果的・効率的な保健事業を行うための計画です。

※レセプト：病院や診療所が医療費の支払いを公的機関に請求するため発行する診療報酬明細書。患者に対して、どのような診断、検査、治療が行われ、薬剤がどのくらい処方されたか記載されている。

2 宝塚市特定健康診査等実施計画とは

「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項により、平成20年4月から保険者は、被保険者に対し、生活習慣病予防に関する健康診査及び保健指導を実施することとされています。この計画は、宝塚市国民健康保険が実施する特定健康診査・特定保健指導を実施するための基本的事項を定めるものです。

本市では、上記二つの計画の整合性を図る観点から一体的に策定し、被保険者の健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指します。

3 宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)のポイント

(1) 趣旨

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まり、国は特定健康診査等において、成果を重視した見える化の推進など新たな方向性を示しており、より効果的かつ効果的な事業運営が求められています。また、国民健康保険制度については、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針2020)」においては、保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進を掲げています。市では、被保険者の健康課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指すことを目的とし、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行います。

(2) 第3期データヘルス計画の変更点

国は、都道府県レベルで評価指標の設定等を標準化する方針を示しており、

兵庫県では評価指標の設定や計画策定等の共通化を進めています。市では県内 41 市町保険者とのデータ分析結果の比較及び共通の評価指標の導入による保健事業の評価比較が可能になることから、第 3 期計画より兵庫県の方針を踏まえ、データヘルス計画を運用します。

4 意見募集の目的

宝塚市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- (1) 宝塚市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画(案)に対する意見募集
- (2) 別紙「意見提出用紙」
- (3) 宝塚市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画(案)の概要
- (4) 宝塚市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画(案)

5 計画(案)の公表方法

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)
トップページから「検索性 ID: 1054886」を入力し検索できます。
- (2) 市の窓口
市役所国民健康保険課、市民相談課、宝塚市立健康センター、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。



2次元コード

6 意見の募集期間

令和 6 年(2024 年)1 月 9 日(火)から令和 6 年(2024 年)2 月 9 日(金)まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目(氏名、住所、電話番号等)すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所(全般もしくは特定部分)が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所本庁舎国民健康保険課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。郵送の場合も、期間内必着とします。

正確な聴き取りができず、ご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)「宝塚市 市民交流部 市民生活室 国民健康保険課」

電話番号 0797-77-2063

ファクシミリ 0797-77-2085

電子メールアドレス m-takarazuka0023@city.takarazuka.lg.jp

※国民健康保険課は、宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所本庁舎2階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所2階国民健康保険課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別の回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一使使用、提供しません。

宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）
に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）の
全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和6年（2024年）2月9日（金）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 国民健康保険課（市役所2階）

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL：0797-77-2063 FAX：0797-77-2085

E-mail：m-takarazuka0023@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市国民健康保険

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画

-概要版(案)-

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

1 データヘルス計画の主旨と他計画との整合性

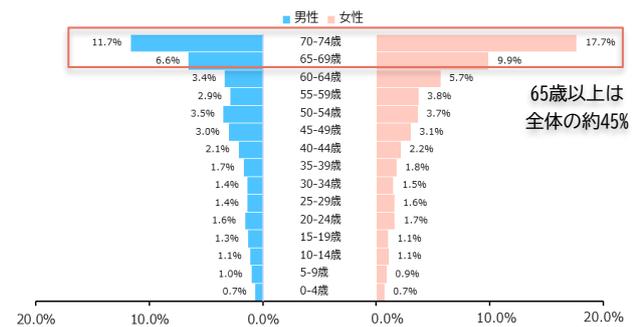
データヘルス計画	特定健康診査等実施計画
国民健康保険法第82条第11項の規定による「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、データヘルス計画を策定することとされており、これを踏まえ、PDCAサイクル※に沿った効果的かつ効率的な事業実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定します。 ※PDCAサイクル: Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4段階を繰り返すことで事業を継続的に改善すること。	平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定します。
データヘルス計画の目的	
宝塚市国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、 健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指す	
計画の位置づけ	
本計画は宝塚市の行政執行の指針である「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、被保険者を含む市民の健康の保持増進に関する計画である「健康たからづか21」等と整合した内容とします。	
標準化の推進	
データヘルス計画は、都道府県レベルで評価指標の設定等を標準化する方針が国により示されており、兵庫県では評価指標の設定や計画策定等の共通化を進めています。宝塚市では県内41市町保険者とのデータ分析結果の比較及び共通の評価指標の導入による保健事業の評価比較が可能になることから、兵庫県の方針を踏まえ、データヘルス計画を運用します。	
関係者連携	
国民健康保険課が中心となって、関係部局や共同保険者である兵庫県等関係機関の協力を得て計画を策定します。	
計画の評価	個別保健事業の評価
設定した計画の評価指標に基づき、KDBシステム等を活用し、計画の最終年度の評価及び中間時点での中間評価を実施します。	設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、KDBシステム等を活用し、毎年度、評価を実施し、必要に応じて次年度の保健事業の実施内容等の見直しを行います。

2 宝塚市国民健康保険の概況

被保険者構成

保険制度別人口では、全体の17.4%が国民健康保険に加入しており、加入者数は平成30年度以降減少傾向にあります。被保険者の年齢構成では65歳以上が全体の約45%を占めています。

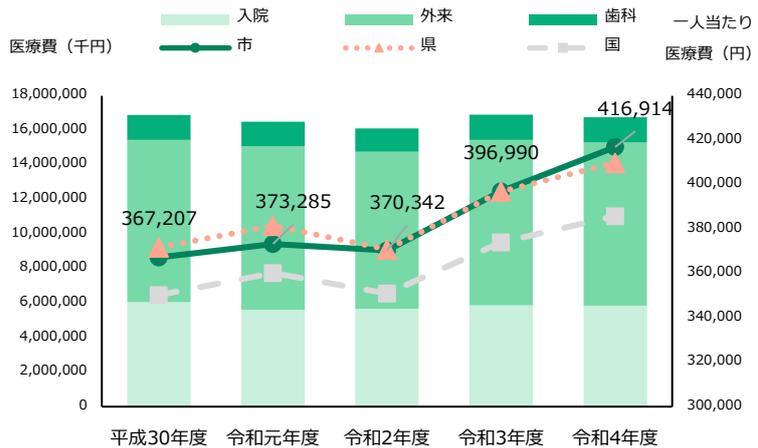
令和4年度被保険者構成割合 ※計画書P.14



医療費の状況

総医療費は被保険者数の減少により平成30年度と比較し減少していますが、一人当たり医療費は増加傾向で、国や県よりも高い状況です。

人工透析患者数は被保険者数が減少している中、おおむね横ばいで推移しています。令和4年度における新規の人工透析患者数は11人で、そのうち約8割に糖尿病のレセプトがありました。



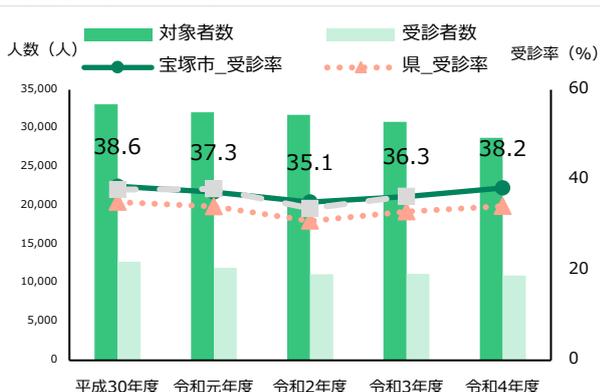
医療費総額の経年変化 ※計画書P.22

特定健診・特定保健指導の状況

【特定健診】

特定健診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は低下しましたが、令和3年度以降上昇傾向にあります。年齢階級別の受診状況では40～50歳代の受診率が低いです。

特定健診受診率 ※計画書P.43

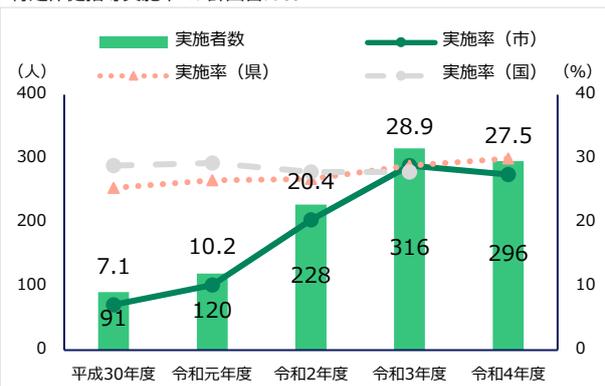


【特定保健指導】

令和4年度の特定保健指導実施率は27.5%で、平成30年度の7.1%と比較すると20.4ポイント上昇しています。令和2年度から開始した訪問での特定保健指導や集団健診等の初回面接の分割実施※の取組により実施率の向上につながりました。

※初回面接の分割実施：特定健診受診当日に、腹囲、血圧、服薬状況等から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して初回面接を行い、暫定的な行動計画を作成し、その後全ての検査結果が揃った後に電話等により当該行動計画を完成すること。

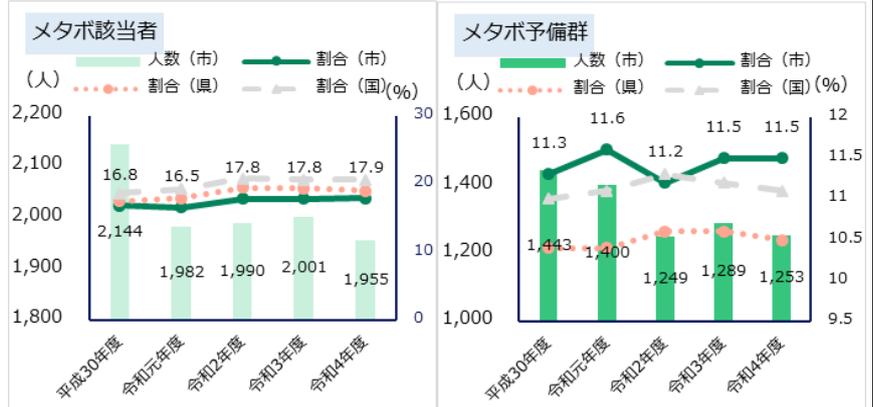
特定保健指導実施率 ※計画書P.55



メタボ該当者・メタボ予備群の状況

令和4年度特定健診受診者のメタボ該当者の割合は、国や県と比較すると低くなっていますが、経年で見ると微増しており、メタボ予備群の割合は国や県より高い状況です。

令和4年度メタボ該当者・予備軍の割合 ※計画書P. 50

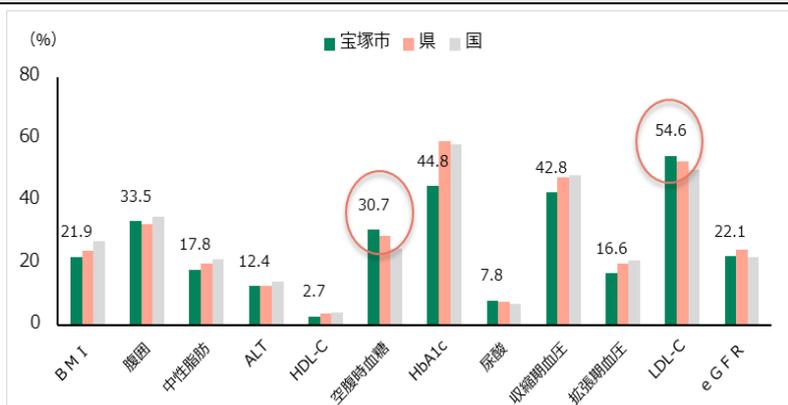


特定健診有所見者等の状況

令和4年度の特定健診受診者の有所見者の状況は、国や県と比較して「空腹時血糖」「LDL-C」の有所見率が高い状況です。

また、受診勧奨判定値を超える人が高血圧23.3%、高血糖7.7%、脂質異常29.6%を占め、高血糖については未治療者が23.1%存在します。

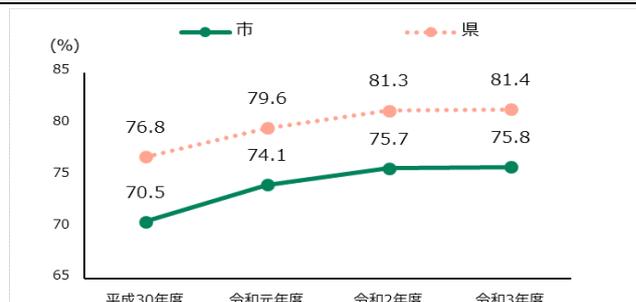
令和4年度有所見者割合※計画書P. 45



ジェネリック医薬品普及状況

令和3年度のジェネリック医薬品切り替え率は75.8%で、県と比較すると低くなっていますが、経年で見ると増加傾向にあります。

ジェネリック医薬品切替率※計画書P. 68



重複・多剤服薬状況

【重複服薬状況】

令和4年度重複処方該当者数は351人でした。

KDB帳票 重複・多剤処方の状況 ※計画書P. 66

他医療機関との重複処方が発生した医療機関 (同一月内)	複数の医療機関から重複処方が発生した薬効分類数 (同一月内)				
	1以上	2以上	3以上	4以上	
重複処方を 受けた人	2医療機関以上	1,054	290	96	36
	3医療機関以上	61	45	31	15

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が2以上に該当する人。

【多剤服薬状況】

令和4年多剤処方該当者数は、70人でした。

KDB帳票 重複・多剤処方の状況 ※計画書P. 67

処方日数	処方薬剤数 (同一月内)			
	9以上	10以上	15以上	20以上
1日以上	1,202	743	70	9
15日以上	1,196	740	70	9

※多剤処方該当者：同一薬剤に関する処方日数が1日以上かつ処方薬剤数(同一月内)が15剤以上に該当する人。

3 課題の整理

課題	現状分析からの示唆
#1 生活習慣病のリスク未把握者（特定健診未受診者）が多い	特定健診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的に低下したものの、令和3年度以降上昇傾向にあります。前計画の目標値に到達していません。また、40歳～50歳代の受診率が低い状況も続いており、引き続き第3期計画の課題として取組を続けます。
#2 メタボ該当者の割合が増加傾向でメタボ予備群の割合が国や県より高い	特定健診受診者のメタボ該当者の割合は経年で見ると微増しており、予備群の割合は国や県より高い状況です。また、メタボリックシンドロームを改善するための特定保健指導の令和4年度の実施率は27.5%で、平成30年度の7.1%と比較すると20.4ポイント上昇していますが、前計画の目標値に到達しておらず、引き続き第3期計画の課題として取組を続けます。
#3 受診勧奨判定値を超える人が存在する	令和4年度特定健診受診者において、受診勧奨判定値を超える人が高血圧23.3%、高血糖7.7%、脂質異常29.6%を占め、高血糖については未治療者が23.1%存在します。人工透析患者数においては、被保険者数が減少している中、横ばいで推移しています。これらを踏まえ、未受診者への対策等糖尿病をはじめとした生活習慣病の重症化予防を第3期計画の課題として引き続き取り組みます。
#4 がん検診受診率が低い	令和3年度のがん検診受診率は胃がん検診を除き、県と比較すると高い状況ですが、経年で見ると胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率は減少傾向にあり、引き続き第3期計画の課題として取組を続けます。
#5 ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品の切り替え率は平成30年度の70.5%から令和3年度の75.8%へと改善しているものの、目標値である80%に到達しておらず、引き続き第3期計画の課題として取り組みます。
#6 重複・多剤の服薬者が存在する	不適切服薬（重複服薬、多剤投与、併用禁忌等）は、医療費適正化の観点だけでなく、薬の副作用を予防する点からも重要です。令和4年の重複処方該当者は351人、多剤処方該当者は70人であり、引き続き第3期計画の課題として取り組みます。
#7 筋・骨格系疾患の医療費の割合が高い	令和2年の平均寿命・健康寿命は県と比較して男女ともに長い一方、国保被保険者の総医療費に占める疾病別医療費の割合では、「筋・骨格」が国や県を上回っています。骨折（骨折を伴う骨粗鬆症）や関節症（変形性膝股関節症）は要介護の要因となる疾病であることから、令和6年度から開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業※の取組と連携を図ります。

※高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

生活習慣病等の重症化予防と生活機能維持の両面にわたり後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的に実施することを目的に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和2年度に施行され、市では令和6年度から兵庫県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始した。

4 データヘルス計画の個別目的と対応する個別保健事業

課題	個別目的	対応する個別保健事業	指標	令和11年度目標値
#1生活習慣病のリスク未把握者（特定健診未受診者）が多い	生活習慣病のリスク未把握者を減らす	特定健康診査 特定健診未受診者対策事業 早期介入保健指導事業	特定健診受診率	50%
#2メタボ該当者の割合が増加傾向でメタボ予備群の割合が国や県より高い	メタボ該当者・予備群割合を減らす	特定保健指導 特定保健指導訪問指導等事業	特定保健指導実施率	45%
#3受診勧奨判定値を超える人が存在する	受診勧奨値を超える人を減らす	生活習慣病重症化予防事業 健診異常値放置者受診勧奨事業	糖尿病未受診者への受診勧奨後の医療機関受診率	50%
#4がん検診受診率が低い	がん検診受診率を上げる	がん等検診・健康ドック助成事業	がん検診受診率 (胃・肺・大腸・子宮・乳)	※各検診の目標値は「健康たからづか21第3期計画（令和7年3月予定）」参照
#5ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品の普及割合を上げる	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の普及割合	80%
#6重複・多剤の服薬者が存在する	重複・多剤の服薬者を減らす	服薬適正化勧奨事業	重複・多剤服薬者数減少 (ベースラインR5実績)	減少

5 特定健康診査等事業目標設定

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	40%	42%	44%	46%	48%	50%
特定保健指導実施率	38%	40%	42%	44%	45%	45%

宝塚市国民健康保険
第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画
-概要版-

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

発行日 令和6年（2024年）3月
発行 宝塚市
市民交流部 市民生活室 国民健康保険課

〒665-8665
宝塚市東洋町1番1号
TEL 0797-77-2063 FAX 0797-77-2085
URL <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>
